

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ「被保険者証」

「限度額適用・標準負担額減額認定証」更新について

▼後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療制度の被保険者証が8月に更新されます。新しい被保険者証の色は黄色で、7月下旬に送付します。新しい被保険者証の有効期限は令和2年7月31日です。毎年8月1日現在の世帯及び前年中の所得状況をもとに医療費の自己負担割合（1割又は一定以上所得のある方は3割）の見直しを行います。ご自身の負担割合は、被保険者証で確認してください。

▼限度額適用・標準負担額減額認定証

令和元年度市町村民税非課税世帯の方は、入院又は高額な外来医療を受ける際に、医療機関や薬局へ被保険者証と併せて「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、窓口での自己負担額や入院時の食事代などが軽減されます。

▼認定証を現在お持ちの方

更新申請の必要はありません。7月下旬に新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。

▼新たに認定を希望される方
認定申請の手続きをしてください。

▼申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑（認め印可）
- ・マイナンバーカード、もしくは通知カード（カードの持参及び番号の記入がなくても受付いたします。）

■申請、問い合わせ

町民課

☎893-1117

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2112

お知らせ

限度額適用認定証の更新について

国民健康保険の被保険者で「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方の有効期限は7月31日となっております。引き続き認定を受けるためには、8月中旬に更新手続きを行ってください。

なお、新規で交付を受けるには申請が必要となります。

申請は随時受け付けていますので、認定証が必要な方は手続きを行ってください。認定

証は申請を行った月の初日から有効となります。

▼対象者

- ・国民健康保険に加入されている70歳未満の方
- ・70歳以上75歳未満の方で世帯主及び被保険者全員が住民税非課税の方

▼申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑（認め印可）
- ・マイナンバーカード、もしくは通知カード（カードの持参及び番号の記入がなくても受付いたします。）

■問い合わせ

町民課

☎893-1117

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2112

お知らせ

保険料(税)の納付について

令和元年度の「国民健康保険納税通知書」、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」、「介護保険料納付通知書」は7月中旬に送付します。

納付書が同封されている方は、各納期限までに納付をお願いします。なお、年金から

天引きされている方や、口座振替を利用されている方は、納付書は送付されません。

ただし、4、6、8月は年金から天引きされていても、10月以降、納付書払いに切り替わるなど、年度途中に納付方法が変更となる場合がありますので、通知書の内容をご確認ください。

■問い合わせ

町民課

☎893-1117

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2112

お知らせ

国民健康保険税旧被扶養者の減免制度変更等について

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、被扶養者だった65歳以上の方は、申請により75歳になるまで減免措置がありました。今年度からは、所得割は引き続き全額免除、均等割及び平等割は、国保加入日の属する月から2年間半額と変更されました。そのため、平成29年4月以前に国保に加入後減免されていた方は、今年度以降の均等割及び平等割については、旧被扶養者減免は適用されません。

その他、国保税算定の根拠等については、納税通知書をご確認ください。

■問い合わせ

町民課

☎893-1117

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2112

お知らせ

無料法律相談のお知らせ

8月3日は「司法書士の日」です。これを記念し、高知県司法書士会では無料法律相談会(予約不要)を開催します。

不動産の相続や売買、会社設立等の登記、借金や成年後見、その他訴訟に関することなど、皆様の様々なご相談に司法書士がお答えします。是非ご利用ください。

▼日時

8月3日(土) 10時～13時

▼会場

「ちより街テラス」

高知市知寄町2-1-37

「高知市中山間地域構造改善センター」 高知市鏡小浜8

■問い合わせ

高知県司法書士会総合相談センター

☎088-825-3143